

ファミリーホームに対する指導監査の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
第1 適切な委託児童支援の確保	<p>事業所の支援について、個人の尊厳の保持を旨とし、委託児童の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。また、委託児童への養育について、関係機関（児童の通学する学校、児童相談所、児童福祉施設、保健福祉センター、児童委員、公共職業安定所、警察等）との連絡調整が図られているか。</p> <p>事業所の管理の都合により、委託児童の生活を不当に制限していないか。</p>
1 委託児童支援の充実	<p>(1) 児童相談所が作成する支援計画に従って、適切に養育されているか。</p> <p>ア 児童相談所が委託児童ごとに作成した支援計画に従って、当該児童の養育を行っているか。</p> <p>イ 生活や学習など自立促進に向けて、定期的に委託児童の養育状況について児童相談所に報告しているか。</p> <p>ウ 委託児童の個人別記録等は整備されているか。</p> <p>(2) 委託児童一人一人の権利を尊重し、その意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられているか。</p> <p>(3) 被措置児童等虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等）防止に向けての取り組みが行われているか。</p> <p>(4) 個々の委託児童の特性に応じた支援を行うための専門的知識や援助技術の習得など職員の資質向上に努めているか。</p> <p>(5) 養育者が委託児童の権利擁護や委託児童の養育、職員の管理、危機管理に関する十分な見識を有し、適切に養育ができているか。</p> <p>(6) 委託児童の生命を守り、安全を確保するために、事故発生の防止のための指針の整備等、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。</p> <p>(7) 死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止措置を講じているか。</p> <p>(8) 個々の委託児童の特性や家庭状況に応じた養育が行われているか。</p> <p>(9) 委託児童の養育の際に、必要に応じ児童相談所等関係機関との連携が適切に行われているか。</p> <p>(10) 委託児童に係る給付金として支払を受けた金銭の管理が適切に行われているか。</p> <p>(11) 適切な給食を提供するよう努められているか。</p>

主眼事項	着眼点
	<p>ア 必要な栄養所要量が確保されているか。</p> <p>イ 嗜好調査、残食（菜）調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。</p> <p>ウ 委託児童の身体状態に合わせた調理内容になっているか。</p> <p>エ 食事の時間は、家族生活に近い時間となっているか。</p> <p>オ 食器類の衛生管理に努めているか。</p> <p>(12) 食中毒対策が適切に行われているか。</p> <p>(13) 適切な入浴等の確保がなされているか。 入所者の入浴又は清拭（せいしき）は、1週間に少なくとも2回以上行われているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。</p> <p>(14) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。</p> <p>(15) 医学的管理は、適切に行われているか。 ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。 イ 個々の委託児童の身体状況・症状等に応じて、病院での受診等が適切に行われているか。</p> <p>(16) 乳幼児突然死症候群の防止に努めるなど、事故防止対策を講じているか。</p> <p>(17) レクリエーションの実施等が適切になされているか。</p> <p>(18) 委託児童からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。</p> <p>(19) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p> <p>(20) 實施機関との連携が図られているか。</p>
2 委託児童の生活環境等の確保	<p>事業所設備等生活環境は、適切に確保されているか。</p> <p>(1) 委託児童が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。 また、障害に応じた配慮がなされているか。</p> <p>(2) 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。</p> <p>(3) 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。</p>
3 自立、自活等への支援援助	委託児童個々の状況等を考慮し、事業所種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
第2 社会福祉事業運営の適正実施の確保	健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。
1 事業所の運営管理体制の確立	<p>(1) 委託児童の定員を遵守しているか。</p> <p>(2) 必要な諸規程は、整備されているか。 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。</p> <p>(3) 事業所運営に必要な帳簿は整備されているか。</p> <p>(4) 直接支援職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。</p> <p>(5) 養育者等は、専ら当該事業所の職務に従事しているか。</p> <p>(6) 養育者等に適任者が配置されているか。 ア 養育者は養育里親として登録されているか。 イ 養育者等の資格要件は満たされているか。 ウ 養育者は当該施設に生活の本拠を置いているか。</p> <p>(7) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。</p> <p>(8) 事業所設備は、適正に整備されているか。 また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。</p> <p>(9) 予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。</p> <p>(10) 会計経理が適切に行われているか。 ア 運営費（措置費）（以下「運営費」という。）等の請求事務が適正に行われているか。 イ 事業費と事務費の流用が適正に行われているか。 ウ 利用者負担金（職員給食費等）が適正な額となっているか。 エ 他の会計間の貸借が、適正に行われているか。 オ 現金・預金等の保管が適正に行われているか。 カ 内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。 キ 契約は適正な手続により行われているか。 ク 支出内容に不適切なものはないか。 ケ 計算書類及び財産目録は適正に整備されているか。 コ 未収金・未払金等は、適正に精算しているか。</p> <p>(11) 社会福祉法人については、運営費等は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。 ア 事業所の運営が適正に行われた上で、運営費等の弾力運用が行われてい</p>

主眼事項	着眼点
	<p>るか。</p> <p>イ 運用収入の本部会計区分への繰入額は妥当であるか。また、その積算根拠は明確にされているか。</p> <p>ウ 当期末支払資金残高は、優先的に各種積立金に充てられているか。</p> <p>エ 当期末支払資金残高及び積立金は、安全確実な方法で管理運用されているか。また、取り崩し等についての手続きは適正に行われているか。</p> <p>(12) 社会福祉法人については、高額の当期末支払資金残高等を有している場合、入所者支援等に必要な改善を要するところはないか。</p> <p>当期末支払資金残高を有している場合は、過大な保有を防止する観点から当該年度の運営費収入の30%以下の保有となっているか。</p>
2 必要な職員の確保と職員待遇の充実	<p>(1) 労働基準法等関係法規を順守しているか。</p> <p>ア 職員の労働時間を適正に把握しているか。</p> <p>イ 健康診断の実施等、職員の健康管理を適正に行っているか。</p> <p>ウ 給与や各種手当について、給与規程等で規定し、適正に支払っているか。</p> <p>エ 労働基準法第36条の労使の協定を締結し、労働基準監督署へ提出しているか。</p> <p>オ 職員の賃金は、京都府最低賃金額以上で計算し、支給しているか。</p> <p>カ 労働基準法第24条の法定経費以外の賃金控除について、労使協定を締結しているか。</p> <p>(2) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。</p> <p>ア 職員の計画的な採用に努めているか。</p> <p>イ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。</p> <p>(3) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。</p> <p>(4) 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。</p>
3 防災対策の充実強化	<p>防災対策について、その充実強化に努めているか。</p> <p>(1) 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。</p> <p>(2) 非常時に対する避難設備（階段、避難器具）が整備され、点検されているか。</p> <p>(3) 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。</p> <p>(4) 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出のうえ、それぞれの事業所ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(5) 防犯について配慮されているか。</p> <p>(6) 浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に所在する事業所については、避難確保計画が作成され、同計画に基づき 1 年に 1 回以上訓練が実施されているか。また同計画及び同計画に基づく訓練の実施結果が本市に報告されているか。</p>